



## IBA ANTITRUST SECTION (IBA 反トラスト法部会)

### 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」に対するコメント

#### 1. はじめに

---

- 1.1 国際法曹協会（以下「IBA」）は、法律実務家、弁護士会、法学会から構成される世界有数の国際組織です。
- 1.2 IBAは「法律専門家のグローバルな声」として、国際的な法改革の発展に貢献し、世界中の法律専門家の将来を形成しています。IBAは170以上の国から80,000人以上の個人の弁護士会員を有し、豊富な専門知識により世界の法曹界を支援しています。より詳細な情報はIBAのウェブサイト (<http://ibanet.org>) をご覧ください。
- 1.3 本コメントはIBAの反トラスト法部会のサステナビリティワーキンググループが、その有する経験を結集して準備したものです。当ワーキンググループは、これまでも、競争法と環境面のサステナビリティに関わる今回と同様の諸問題に取り組む各国当局に意見を提出してきたところ<sup>1</sup>。

#### 2. コメントのスコープ

---

- 2.1 当ワーキンググループは、日本の公正取引委員会（以下「公取委」）が、「グリーン社会」の実現をサポートする競争政策に関連したガイドラインの策定に向けて動いている点を支持します。本ガイドライン案は、社会と消費者が持続可能な社会の実現に向けて協働するための一助となる可能性を秘めています。
- 2.2 当ワーキンググループは、今回の意見募集に参加する機会を得たことに感謝しております。本コメントは、競合事業者が共同でサステナビリティ・プロジェクトに取り組む際に重要であることが明らかとなっており、またより高い法的安定性が重要となってくる以下の4つの分野に焦点を当てています。

---

<sup>1</sup> 当ワーキンググループに関するより詳細な情報については、<https://www.ibanet.org/antitrust-working-groups-and-submissions> をご覧ください。

- 競争法上問題とならない共同の取組に関するガイダンス
- Mandatory standards (拘束力のある基準)
- 共同購入
- 共同ボイコット

2.3 当ワーキンググループはまた、企業によるsustainability transformationの取組みは進化し続ける点を強調したい。したがって、当ワーキンググループは、公取委が本ガイドライン案において必ずしもカバーしていない企業間の協業に関して、企業側からの公取委へのアプローチを今後も公取委が許容することを強く推奨します。

### 3. 競争法上問題とならない共同の取組

---

#### 全体としてのコストへの影響は軽微であること

- 3.1 11頁35行目の例は、サステナビリティにおける協力が投入コストをある程度押し上げるかもしれないものの、川下市場における供給コストに占める「当該投入コストの割合」が「極めて小さい」場合、競争が制限されることはないことを示しています。
- 3.2 当ワーキンググループは、これは非常に有用なアプローチであると考えます。サステナビリティの取り組みにおいては、より環境に優しい素材や中間製品に焦点を当てるのが一般的であるため特に有用です。どの程度の「比率」が極めて小さいものとみなされるかを定量化すること（できればパーセンテージによって）で、ガイドラインをより明確化することができます。
- 3.3 理想としてはこの点（「コストに大きな影響がないこと」）は、本ガイドライン案において競争に影響がないことを示唆する要素が列挙されている5頁3行目にも反映されるべきです。

#### 3.4 競争法上問題とならない自主基準

- 3.5 自主基準については、ガイドラインの多くの箇所でも取り上げられています（例えば、10ページでは問題とならない共同の取組の例とされ、12頁では独占禁止法上の「問題とならないよう留意を要する」行為として説明されているほか、20頁では標準化に関して取り上げられています）。
- 3.6 当ワーキンググループは、5頁の第1において、サステナビリティのための自主基準（購買・製造を問いません）は、真に自主的<sup>2</sup>なものであり、かつ、反競争的行為を防止する適切なセーフガードを有する形で策定されていれば、競争法上の問題を生じさせる可能性は極めて低いと説明することが適切であるとの意見を申し上げます。
- 3.7 当ワーキンググループは、10頁の17行目から、自主基準が引き起こす可能性のある問題（例えば、差別的取扱いや他の基準を使用することの制限等）が挙げていることに留意しています。しかし、5頁に新しいセクションを設けて、自主基準が競争法上問題とならない可能性が高い場合（例えば、差別的取扱いとならないもの、逸脱可能であるもの、開かれた協議により透明性をもって策定されたもの等）についてより明確に（肯定的な表現で）記載することを検討するのが有益と考えます。実際、これらの要素の多くは標準化活動に関連して既に列挙されており

---

<sup>2</sup> 7頁の独占禁止法上問題とならない共同の取組の例のいくつかは、共同の取組が自発的なものである事実を重視していると見受けられます。例えば、9行目で努力目標について、16行目で自発的なコミットメントについて、31行目で推奨について言及しています。

(20頁33行目)、自主基準に関するこれらのセクションを組み合わせること(あるいは、少なくともセクション間で相互参照させること)が論理的かつ有用と考えます。

#### **競争法上問題とならない事業者団体活動**

- 3.8 7頁7行目では、事業者が事業者団体を通じて一般的に追求する多くの活動を網羅する有用な例が記載されています。事業者団体による努力目標は許容されると説明されており、有益です。この例は、各事業者がそれぞれのウェブサイトで目標達成への誓約を公表することまで盛り込むことで、さらに踏み込んだものとすることができます。
- 3.9 7頁28行目の例も、ベストプラクティス(競争上重要な情報に該当しないもの)の共有が許容されることを示しており、有用です。9頁23行目の例で示されている問題となる研究開発に関する機密情報の共有と対比させることができます。
- 3.10 しかしながら、当ワーキンググループは、7頁2行目の例はより明確にすべきである旨ご提案します。この例は、事業者団体が(法令で要求されるより高い)目標を設定したとしても、製造業者がその目標を達成するか、超えるか、またどのように達成するのかを独立して決定するのであれば問題ないという事実を曖昧にする危険性があります。多くの事業者団体は、会員がステークホルダー(消費者や金融市場を含む)と効果的に対話できるよう、共同手法や重要なパフォーマンス指標を作成したいと考えます。また、事業者はこの情報を自ら公表すると共に事業者団体を通じて公表し、最大限周知を図りたいと考える場合もあります。この点、16行目の(許容される)例においても、法的義務がないにもかかわらず、事業者団体が会員のサステナビリティ活動に関する情報を発信しているように見えます。

#### **4. Mandatory standards (拘束力のある基準)**

---

- 4.1 11頁14行目の例は、事業者が環境負荷の高い製品を廃止していくうえで非常に有用な説明となりえます。特に、この例では品質向上とコスト上昇のバランスを考慮することができる点が示されているからです。
- 4.2 しかしながら、この例には多くの要素が含まれているため、共同の取組のどの側面に問題があるのかが不明確です。例えば、規格が自主的なものであれば(そして法に適合する方法で確立されていれば)、品質の向上や他の代替品の排除の可能性について調査する必要はないでしょう。なぜなら、事業者は規格に沿わないで自由に製造し、消費者もそれらの製品を自由に購入し続けることができるからです。同じ事業者が規格に沿った製品と規格に沿わない製品の両方を製造する可能性もあります。仮に代替原料のコストが高くなったとしても、コスト上昇が必ずしも問題とならないことが次の例で説明されています。
- 4.3 35行目の例は、製品の改良に言及することなく、排出量の減少につながる共同の取組を挙げています。この例は、多くのサステナビリティプロジェクトが負の外部性の排除に焦点を当てているものの、実際には物理的に異なる最終製品を伴わないため、有用です。しかし、この例は自主基準の例であると明記しているため、コスト等の評価はそもそも必要ないと思われ(なお、当該基準は適法に作成されたものと仮定します)。
- 4.4 全体としては、当ワーキンググループは、11頁の最初の2つの例(14行目からの例及び同頁35行目からの例)は、おそらく、事業者が持続可能性のない製品を段階的に廃止することに同意するMandatory standardの例としてより適切にとらえることができるとの意見を申し上げるものです。当該規格に参加したいと考えない事業者は規格に従う必要はありません。しかし、拘束力

のある取り決めに参加したい事業者にとっては、Mandatory standardによって、持続可能な製品のプロモーションと消費者の啓発に要する投資へのフリーライドを避けることができます（いわゆる「先行者不利益」）。

- 4.5 本ガイドライン案では、このシナリオにおいて、川下市場のコストや価格への顕著な影響があるかどうかの評価対象となることを記載することも可能です。これは言い換えれば、公取委に排除や反競争的な価格上昇を生じないようにするための多数の安全要素を規定しているEU水平ガイドライン案<sup>3</sup>のパラグラフ572で提案されているような「ソフトセーフハーバー」を策定する機会をもたらすことになりえます。
- 4.6 また、本ガイドライン案にはコストや価格に顕著な影響がある場合に実施すべき分析について記載することも可能です。共同の取組により期待される便益（製品開発と排出量削減の両方が対象となる）及びどのように制限的効果が相殺されるか否かが決定されるかについて言及することが可能です。加えて、そのような評価には環境上のものを含めてどのような種類の便益が関連するのか、また、当事者が主張を支えるためにそれらをどのように定量化及び証明するかについて定めることも有用です（かかる評価については、必ずしも厳格な「数学上」の演習を意味するものではない点に留意が必要です）。当ワーキンググループは、この点は産業界の重要な関心事である旨、指摘いたします。当ワーキンググループは、公取委が、事業者において目に見えるサステナビリティの便益を定量化できるようなツールを開発することが実際に可能であると考えています<sup>4</sup>。

## 5. 共同購入

---

- 5.1 22頁の共同購入のセクションは、共同購入が環境の文脈においては発展途上の市場の「安定化」を目的として採用されることがあること認めており、参考となります。しかしながら、22頁26行目に記載された判断基準は、おおよそ従来型のものであり、公取委が上記目的をどのように考慮するのかが一見して明らかとはいえません。
- 5.2 23頁の24行目の例は、供給や需要が十分でないときにサプライチェーンを構築しようとする主要な競合事業者ガイダンスを与えるポジティブな試みです。この例は川下市場のサービスに関して非常に大きな市場シェアを有する競合事業者に言及しています。
- 5.3 本ガイドライン案ではコストの共通化に焦点が当てられています（川下市場のサービスの提供コストの割合への言及）。このことは環境上の理由から市場開拓を目指す事業者にとってはあまり参考にならない可能性があることを、本ワーキンググループは指摘します。そのような状況では当事者は、まさにそのコストが高いため、これを分担したいと考え、共同購入を図る可能性があります。実際、当初はコスト共通性が高くても、市場の発展につれて後に低くなっていく可能性があります（例えば、供給の増加と規模の経済により）。
- 5.4 したがって、当ワーキンググループは、市場開拓を目指す競合事業者間の協業に更なる適法化の余地があると提言します。例えば、本ガイドライン案において、共同購入が市場の開拓のために不可欠である場合、公取委は（少なくとも適切な開拓に必要な期間）他の場合よりも高い

<sup>3</sup> [https://competition-policy.ec.europa.eu/document/download/c3388b84-153b-4848-a920-31ed69e74c0a\\_en?filename=draft\\_revised\\_horizontal\\_guidelines\\_2022\\_all\\_languages.zip](https://competition-policy.ec.europa.eu/document/download/c3388b84-153b-4848-a920-31ed69e74c0a_en?filename=draft_revised_horizontal_guidelines_2022_all_languages.zip)

ACMの Guidelines regarding arrangements between competitors (acm.nl) (para 42)も'recognition schemes'のセーフハーバーのアナロジーとして参照ください。

<sup>4</sup> 例えば、「大まかな見積もりで競争への便益が損失を上回る」という形で比較考慮が十分になされ得ることを認めたACMガイダンスのパラグラフ56を参照ください。 <https://www.acm.nl/en/publications/second-draft-version-guidelines-sustainability-agreements-opportunities-within-competition-law>

共通コストを許容することを記載するのが有用です。

## 6. 共同ボイコット

---

- 6.1 41頁の(2)では、共同ボイコットに関し、事業者の市場参入を困難にしたり、既存の事業者を市場から排除したりする行為として記載されています。
- 6.2 当ワーキンググループは、環境の文脈での共同ボイコットについてガイダンスがあれば有用となると考えます。なぜならば事業者は、持続可能性のない原料をサプライチェーンから排除する取り決めが、反競争的な共同ボイコットと評価されることを懸念する可能性があるからです。
- 6.3 41頁の例では、このような状況はカバーされていません。事業者が、特定のサプライヤーから持続可能性のない製品を購入しないという合意をする場合について例があると有益でしょう。本ガイドライン案では、内容や目的に着目してそのような合意は原則として、違法なカルテルとはみなされない、すなわち、持続可能性のない製品を生産しているサプライヤーを市場から排除するためのものとはみなされないことを説明することができます。また、そのような共同購入の取り決めの排除効果は、製品の性質、購入者の市場における地位、関連する供給者の市場における地位を考慮に入れて通常の方法で評価される必要があると説明することもできます。取り決めの影響を受けるサプライヤーが、共同購入協定に参加する購入者以外の顧客を有するかどうか、及び／又はそのサプライヤーが持続可能性のある製品の生産を容易に開始することができるかどうかも関連すると考えられます。
- 6.4 関連する点として、本ガイドライン案は事業者が不正な競争を制限することに合意する場合についても取り扱うことができます。例えばオランダの近時の事例では、競争当局はガーデンセンターが違法農薬の使用を（違法な農薬を使用する生産者から購入しないことを合意することで）抑制することを認めています<sup>5</sup>。これは、違法な集団ボイコットとはみられていません。違法に栽培された製品との不正な競争を回避する正当な試みであるとみなされています。オランダの競争当局は、この類の取り決めはオープンで透明性のあるものでなければならず、サプライヤーが排除される前に適切なプロセスが実施され、それに従わなければならないと強調しています。
- 6.5 本ワーキンググループは、39頁18行目の例は、オランダの事例のように不正な競争を抑制するための合法的な合意を形成する場合を想定して修正することができる旨、提言します。原案は、（競争する）資格がないのに競争しようとする事業者による不正な競争を防ごうとするものとなっています。

\*\*\*

- 6.6 当ワーキンググループは、公取委が、今回本ガイドライン案についてIBAを含めた外部の組織にコメントを提出する機会を設けていただいた点につき、改めて賛辞を贈ります。今回IBAが提出する（短い）本意見書におけるコメントが公取委にとって有益であれば幸いです。また、弊方の提言／コメントが有用である場合には、喜んで公取委とディスカッションできればと思います。

---

<sup>5</sup> <https://www.acm.nl/en/publications/acm-agrees-arrangements-garden-centers-curtail-use-illegal-pesticides>